

県政参画電子アンケート報償品交付基準

県政参画電子アンケート会員の活動に対する謝礼として報償品を交付するにあたり、交付基準を次のとおり定める。

1 報償品 図書カード

2 回答数集計対象アンケート

4月1日から翌年3月31日までに終了したアンケート（4月1日時点で実施中のアンケートを含む。）

3 交付数量

- （1）新規登録会員が初めてアンケートに回答した際、500 円の報償品を交付する。
- （2）上記2に回答した回答数に応じて、次の3段階で報償品を交付する。

	回答数	数 量
1	3～5回	500 円
2	6～8回	1,000 円
3	9回以上	1,500 円

- （3）上記2の全てに回答した者に対しては、（1）及び（2）とは別に500 円の報償品を交付する。
- （4）年度途中の退会者に対しても、回答数に応じた報償品を交付する。

4 交付時期

- （1）上記3の（1）に係る報償品は、随時交付する。
- （2）上記3の（2）及び（3）並びに（4）に係る報償品は、毎年度4月に交付する。

5 交付方法 郵送

6 その他

この基準に定めのない必要事項は県民課長が別に定める。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年2月5日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。